

令和8年度 専門職大学院法務研究科（法科大学院）（B日程入試）

憲法・民法・刑法

注 意 事 項

以下をよく読んで、間違いのないように受験してください。

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開かないでください。
2. この問題冊子の3～8ページに問題が掲載されています。落丁、乱丁、印刷不鮮明などの箇所がある場合には申し出てください。
3. 解答用紙は憲法につき1枚（そのⅠ）、民法につき1枚（そのⅡ）、刑法につき1枚（そのⅢ）の合計3枚です。解答用紙の追加は認めません。
4. 試験開始の合図があったら、すべての解答用紙に受験番号を記入してください。
5. 解答は必ず解答用紙の所定の場所に記入してください。
6. 解答用紙には、黒鉛筆（シャープペンシル可）の他、黒または青の万年筆・ボールペンを使用してもかまいません。
7. 文字ははっきり、ていねいに書いてください。解答の文字が読みにくい場合、点を与えないことがあります。
8. 試験中、使用していない解答用紙は机の上に裏返しにしてください。

[このページは空白です。]

憲法（配点 100 点）

公職選挙法によると、選挙人は、投票の方法として、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならないとされる（同法第 44 条第 1 項）。その例外として、期日前投票制度及び不在者投票制度等が設けられているが（同法第 48 条の 2 及び第 49 条）、後者の一形態として、郵便等投票制度が定められている（同法第 49 条第 2 項）。これによると、選挙人で身体に重度の障害があるものの投票については、政令で定めるところにより、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができるとされている。公職選挙法施行令によると、身体障害者福祉法に規定する身体障害者については、両下肢の障害の程度が 1 級又は 2 級として身体障害者手帳に記載されている者（両方の脚部の機能が全廃したか、又は著しい障害がある者等）が、「選挙人で身体に重度の障害があるもの」に含まれる（公職選挙法施行令第 59 条の 2 第 1 号）。

かつて、身体の障害等のため歩行が著しく困難である選挙人について、現在する場所において投票用紙に投票の記載をして投票する制度（在宅投票制度）が設けられていたが、1951（昭和 26）年 4 月の統一地方選挙で制度を悪用した多くの不正が生じたため、1952（昭和 27）年に同制度が廃止されたものの、在宅の重度身体障害者等を中心に同制度の復活を望む声が高まり、1974（昭和 49）年、郵便等投票制度が設けられ、その対象に、上記のような障害者が含まれることになった。その後一部改正等があり、各党各会派でも郵便等投票制度の対象者を拡充する議論がなされたものの、法改正には至っていない。

公職選挙法上の選挙人である X は、下肢機能障害 4 級（両方の脚部の全ての指を欠く者等）と認定され、身体障害者手帳の交付を受けた者であるが、歩行すると足に痛みを感じ、長い距離は歩くことができず、歩行中のバランスをとることが困難であった。X の自宅から投票区の投票所までは往復 1.5km ほどであり、X の足の状態では、同投票所まで歩いて移動することが困難であり、また、自動車等も保有していない。このため、上記障害の認定を受けた際、郵便等投票制度の利用を検討し、居住する地区の選挙管理委員会に問い合わせたところ、X の障害は郵便等投票制度の対象者とはならないと回答があったため、上記障害の認定を受けて以降、すべての公職選挙において、投票することができなかった。

Xは、自身のような障害を持つ者が郵便等投票制度を利用できないことは、憲法上問題があると考えている。

〔設問〕あなたがXから相談を受けた法律家であるとして、以上に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

(参照条文)

公職選挙法（抄）

(不在者投票)

第49条 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、……〔中略〕……不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者……〔中略〕……をいう。）の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、……その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者……〔中略〕……により送付する方法により行わせることができる。

公職選挙法施行令（抄）

(身体障害者、戦傷病者又は要介護者であるもので政令で定めるもの)

第59条の2 〔公職選挙〕法第49条第2項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者については、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢……〔中略〕……の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢……〔中略〕……の障害にあつては1級若しくは2級……（中略）……である者として記載されている者〔以下略〕

民法（配点 100 点）

次の文章を読んで、後記の各設問に答えなさい。

〈事実〉

- (1) 2025 年 8 月 15 日、A は甥 B から「AI 関連の起業をしたものの資金がない。」との相談を受けた。つい数日前にも消費者金融 D から 1000 万円の借金の取り立てを受けるような状態であった A は、「自分の企業も倒産寸前で、もうめばしい財産はすべて使ってしまっていて力になれない」と B に伝えた。
- (2) 2025 年 8 月 16 日、A は、祖母から相続していた甲土地が手付かずになっていたことを思い出した。甲土地を鑑定に出すと 1000 万円相当の価値があることが判明したため、「移転に関する手続きを全て B がやること」を条件に B に贈与することとし、A は 9 月 1 月同土地を B に引き渡した。
- (3) その後 B は、海外 IT 企業が類似サービスを開始し資金難に陥ったため、甲土地を換金する必要に迫られた。2025 年 9 月 10 日、B は知人 C に相談したところ、「君もそうだけど、叔父さんも大変だったね。そういう事情なら、ちょっと安めにはなってしまうけど、甲土地をすぐ買い取ってあげよう」との提案を受けたため、同日、B は C に甲土地を 900 万円で売却した。
- (4) その後 C が甲土地の所有権の登記を確認したところ、登記が A のところに残っていることを発見した。C は B に対し、「君が売ったのだからどうにかしてくれ」と頼んだが、海外 IT 企業による類似サービス開始により自社製品の競争力が完全に失われ資金繰りの目処がつかなくなった B は強いショックを受けており、C からの連絡に反応がない。

〔設問 1〕 (1)～(4)の事実を前提とした場合、C は、甲土地の所有権の登記に関し、誰に対して、どのような法的手段をとることが可能か。(30 点)

〈事実〉

(1)～(4)の事実の後に、次の事実があったとする。

- (5) C は、甲土地の所有権の登記名義を自分に直接移転しようと試みたものの、知り合いから「それは難しい」と言われたため、まずは A から B へと甲土地

の所有権の登記名義が移転されることが重要かと考え直した。その後、AからBへと甲土地の移転登記がなされ、現在甲土地はBの所有名義となっている。

〔設問2〕 (1)～(5)の事実を前提とした場合、甲土地の取引について知ったDは、1000万円の債権をどうすれば回収できるか。(70点)

刑法（配点 100 点）

下記事例における、X 及び Y の各罪責について論じなさい。なお、刑法 199 条、217 条又は 218 条の罪に言及する必要はない。

1 友人同士である X と Y は、居酒屋で初めて会った A と一緒に飲食をし、身の上話などをして盛り上がった。帰宅しようと 3 人は同じタクシーに乗り、先に降りる予定の A のアパート前に着いたところ、A は、「ひとり暮らしだから、俺の部屋でもう少し飲もう。」と言い出し、3 人ともタクシーを降りた。3 人は、A の部屋に入り、しばらく一緒に酒を飲んでいたが、X は、テーブルの上に大きな財布や高級そうな腕時計があるのを目にすると、『A に暴行を加えてでも、これらを奪って逃げよう。』と考えた。

そこで、X は、突然 A に向かって、「騒ぐと殺すぞ。財布と時計はいただいていく。」と言い出し、A の顔面や頭部を手拳で 10 回以上殴りつけ、背中や腰に何回も足蹴りを加えた。いきなり暴行を受けた A は、何度も「だめだ、腕時計は高いんだ。やめてくれ。」と言ったが、殴り返したりして反撃することはできなかった。さらに、X は、紐で A の両手首と両足首を縛り上げた。

2 Y は、X のこのような行動に驚き、その状況を呆然と見ていたが、X から、「お前は物を取れ。」と言われると、Y は「うん。」と言い、テーブルの上の腕時計と現金 20 万円が入った財布を手にとって、X に渡した。さらに、Y は、現金などを探したところ、A のスマートフォンが目にとまった。Y は、スマートフォンがあると、A がすぐに警察に連絡したりするかもしれないと思い、これを捨てた方がいいと考えて、X には相談せずに、それを自分のポケットに入れた。

3 Y は、X に対し、「高級そうな腕時計はお前が取ればいい。俺は現金をもらおう。」と言ったところ、X は、「お前は何もしなかったんだから、2 万円で我慢しろ。」と答えた。2 人は、分け前を巡ってその場で言い争いを始め、Y は X の顔面を殴って、全治 2 週間の顔面打撲傷の傷害を負わせた。

4 いつまでも A のアパートにいるわけにもいかないので、X と Y は A を緊縛したまま逃走した。X は、腕時計と財布をポケットに入れたまま持ち出したが、腕時計は X がもらい、現金は結局 2 人で折半した。Y も、スマートフォンを持ち出しており、X と別れてから川に捨てた。

5 A は、上記 1 の顔面・頭部の殴打、背中・腰の足蹴りの暴行により、頭部打撲傷（硬膜下血腫）、腰背部打撲傷など加療約 1 か月を要する傷害を負ったが、両手首・両足首には傷害を負わなかった。

A は、翌日尋ねてきた友人に発見されて、硬膜下血腫等に対する医療措置を受けて回復した。

〔このページは空白です。〕

解答用紙 そのⅠ (憲法)

受験 番号				
----------	--	--	--	--

総 点	
--------	--

解答用紙 そのⅡ (民法)

総 点	
--------	--

解答用紙 そのⅢ (刑法)

総 点	
--------	--